

第二十二回国会
衆議院

運輸委員會會議録 第十七号

昭和三十年六月六日(月曜日)

午後二時一分開議

出席委員

委員長 原 健三郎君

理事 白井 莊一君 理事 木村 俊夫君

理事 山本 友一君 理事 青野 武一君

理事 中居英太郎君

佐々木秀世君

濱野 清吉君

關谷 勝利君

井岡 大治君

正木 清君

小山 亮君

出席政府委員

運輸政務次官 河野 金昇君

運輸事務官 真田 登君

(自動車局長)

運輸事務官 荒木茂久二君

(航空局長)

委員外の出席者

専門員 堤 正威君

専門員 志鎌 一之君

六月三日

船舶積量測定法の一部を改正する法律案(内閣提出第四三三号)(参議院送付)

同月六日

道路運送車両法の一部を改正する法律案(内閣提出第二二五号)

同月三日

鹿児島国際空港開設促進に関する請願(中馬辰猪君紹介)(第一六五七号)

戸井緑敷設置促進に関する請願(田中正巳君紹介)(第一六五八号)

同月四日

戦傷病者に因鉄無賃乗車復活に関する請願(亘四郎君紹介)(第一七八六号)

同(高村坂彦君紹介)(第一七八七号)

の審査を本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

船舶積量測定法の一部を改正する法律案(内閣提出第四三三号)(参議院送付)

道路運送車両法の一部を改正する法律案(内閣提出第二二五号)

○原委員長 これより運輸委員会を開会いたします。

まず船舶積量測定法の一部を改正する法律案を議題といたします。

本案は去る三日参議院より送付され、同日本委員会に付託になったものであります。本案に対しては去る五月二十八日提案理由を聴取いたしましたので、本日は質疑を行いたいと思っております。質疑はありますか。

別段質疑がないようでありますので、これより討論を行いたいと思っておりますが、討論の申し出もありませんので、討論を省略したいと思っておりますが、御異議はありますか。

○「異議なし」と呼ぶ者あり

○原委員長 御異議がないようでありますので、討論を省略して直ちに採決いたします。

本案を原案の通り可決いたすに御異議はありますか。

○「異議なし」と呼ぶ者あり

○原委員長 それでは本案は原案の通り可決いたしました。

なお報告書の作成などにつきまして、委員長に御一任いただきたいと存じますが、御異議はございませんか。

○「異議なし」と呼ぶ者あり

○原委員長 それではさよう取り計らいます。

暫時休憩いたします。

午後二時二分休憩

午後二時二分開議

○原委員長 それでは休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

ただいま付託になりました道路運送車両法の一部を改正する法律案(内閣提出)について、提案理由の説明を聴取いたします。運輸政務次官河野金昇君。

道路運送車両法の一部を改正する法律案

道路運送車両法の一部を改正する法律案

道路運送車両法(昭和二十六年法律第八十五号)の一部を次のように改正する。

第七條第一項各号を次のように改める。

一 車名及び型式

二 車台番号(車台の型式についての表示を含む。以下同じ。)

三 原動機の型式

四 所有者の氏名又は名称及び住所

五 使用の本拠の位置

六 取得の原因

第七條第二項及び第八條第三号中

「原動機番号」を「原動機の型式」に改める。

第九條中「第六号」を「第五号」に改める。

第十條中「第六号」を「第五号」に改める。

第十一條第四項中「陸運局長」の下に「(政令で定める離島にあつては、陸運局長又は政令で定める市町村の長)」を加える。

第十二條第一項中「形状、自動車検査証番号、車台番号、原動機番号」を「車台番号、原動機の型式」に改め、同条第二項中「原動機番号」を「原動機の型式」に改める。

第十四條第三項中「自動車の所有者が」の下に「第一項の申請をした日から三十日以内に」を加え、同条第七項の次に次の二項を加える。

8 乙陸運局長は、第二項の送付を受けた場合において、第三項の規定による自動車検査証の呈示がなかつたときは、甲陸運局長に対し、その旨を通報するとともに、当該申請書及び当該自動車登録原簿の謄本を返送しなければならない。

9 甲陸運局長は、前項の通報を受けた場合には、第二項後段の規定による当該自動車登録原簿の表示をまつ、消すとともに、申請者にその申請を却下する旨を通知しなければならない。

第十七條第三項第二号中「原動機番号」を「原動機の型式」に改め、同条第四項中「同項の期間経過後」

の下に「陸運局長が公示する日まで」を加える。

第二十條第三項中「第四項」を「第三項」に改める。

第二十一條第一項中「二十年間」を「十年間」に改め、同条第二項中「十年間」を「五年間」に改める。

第二十九條第一項中「原動機番号」の下に「(原動機の型式についての表示を含む。以下同じ。)」を加える。

第三十三條第一項中第二号及び第三号を次のように改める。

二 車名及び型式

三 車台番号及び原動機の型式

第三十五條第六項中「臨時運行許可番号標」を「臨時運行許可証及び臨時運行許可番号標」に改める。

第四十四條第七号の次に次の一号を加える。

八 速度計

第五十一條第一項第一号、第三号及び第四号中「分解整備」を「整備又は改造」に改める。

第五十九條第一項中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、第一号を次のように改める。

一 第七條第一項第一号から第五号までに掲げる事項

第六十條中「保安基準に適合し、」の下に「原動機に原動機番号を有するものであり、」を加え、同条第一号及び第二号を次のように改める。

一 自動車登録番号(二輪の小型自動車にあつては、車両番号)

二 車台番号

第六十条第七号中「軽自動車」を削り、同条中第十一号を削り、第十二号を第十一号とする。

第六十条第十三号中「及びサイクル」を削り、同条を同条第十二号とし、以下一号ずつ繰り上げる。

第六十一条中第三項を第四項とし、第二項中「次条」を「第六十二条」に改め、同項の次に次の一項を加える。

3 陸運局長は、前条、第六十二条

第一項又は第六十三条第三項の場合において、当該自動車は旅客を運送する自動車運送事業の用に供するものであつて、整備の状態が著しく良好であり、且つ、車輪、走行距離等について政令で定める基準に適合すると認めるときは、第一項の有効期間を一年をこえない範囲内で延長することができる。

第六十一条の次に次の一条を加える。

第六十一条の二 陸運局長は、一定

の地域に使用の本拠の位置を有する自動車の使用者が、天災その他やむを得ない事由により、次条第一項の規定による検査を受けることができないと認めるときは、当該地域に使用の本拠の位置を有する自動車の自動車検査証の有効期間を、期間を定めて延長する旨を公示することができる。

2 前項の公示があつた場合には、当該地域に使用の本拠の位置を有する自動車の自動車検査証の有効期間は、公示の定めるところにより延長したものとみなす。

3 第六十七條第一項の規定は、前

項の規定による自動車検査証の有効期間の延長については、適用しない。

第六十二条第一項中「保安基準に適合し」の下に「原動機に原動機番号を有するものであり、」を加える。

第六十三条第三項中「保安基準に適合し」の下に「原動機に原動機番号を有するものであり、」を加える。

第六十四条第二項の次に次の一項を加える。

3 第一項但書の場合において、当

該自動車の原動機に原動機番号に変更があつたときは、自動車の使用者は、その旨を陸運局長に届け出なければならぬ。

第六十五条第二項中「適合するかどうか」の下に「及び原動機に原動機番号を有するかどうか」を加え、

同条の次に次の一条を加える。

第六十五条の二 政令で定める地域

に使用の本拠の位置を有する自動車の使用者が、第六十二条第一項の規定による検査を受けようとする場合には、当該地域を管轄する陸運局長（本条中「甲陸運局長」という。）に対する自動車検査証及び自動車の呈示は、政令で定める陸運局長（本条中「乙陸運局長」という。）に対する自動車検査証及び自動車の呈示をもつて代えることができる。

2 前項の呈示があつた場合には、乙陸運局長は、当該自動車が保安基準に適合するかどうか及び原動機に原動機番号を有するかどうかを審査し、その旨を甲陸運局長に通報しなければならない。

3 甲陸運局長は、第一項の呈示に

係る自動車検査証についての有効期間の更新及びその記入を乙陸運局長に委任することができる。

第六十七條第一項ただし書を次のように改める。

但し、次条に規定する書換を受けなければならない場合又は行政区域画若しくは土地の名称の変更により、自動車の使用者若しくは所有者の住所若しくは自動車の使用の本拠の位置についての自動車検査証の記載事項の変更があつた場合は、この限りでない。

第六十七條第二項中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号を第四号とする。

第六十八條中「その日から十五日以内」を「第十四條第一項の申請をした日から三十日以内」に改める。

第六十九條第三項及び第五項を削り、第四項を第三項とする。

第七十一条第三項中「第三号から第六号まで」を「第一号から第五号まで」に、「第三号から第五号まで」を「第一号から第四号まで」に改め、

同条第四項中「第六十條第一号から第三号まで、第六号から第十六号まで、第十九号及び第二十号」を「自動車予備検査証番号、第六十條第二号、第三号、第六号から第十五号まで、第十八号及び第十九号」に改め、

第六十條中「次条」を「第六十二條」に改め、同条第八項中「所在する位置」との下に「第十四條第一項の申請をした日」とあるのは「その日」とを加える。

第七十九條第一項中「技術上の基準に適合する設備を備える」を「基準に適合する」に改める。

第八十條第一項第二号中「設備」を「設備及び従業員」に改め、同号及び同条第二項中「技術上の基準」を「基準」に改める。

第九十二條中「設備」を「設備及び従業員」に、「技術上の基準」を「基準」に改める。

第九十二條中「一件につき、」を削り、同条の表を次のように改める。

手数料を納付すべき者	金額
一 自動車の新規登録を受けようとする者	一両につき、二百円
二 第十二條第一項の変更登録又は第十三條第一項の移転登録の申請をする者	一両につき、百円
三 第十四條第一項の登録換の申請をする者	一両につき、百円
四 陸運局長が行う臨時運行の許可を受けようとする者	一両につき、五十円
五 自動車登録原簿の謄本又は抄本の交付を請求する者	一枚につき、五十円
六 自動車登録原簿の閲覧を請求する者	一件につき、五十円
七 自動車整備士の技能検定の申請をする者	一件につき、三百五十円
八 第五十八條、第六十二條第一項、第六十四條第一項、第六十七條第二項又は第七十一條第一項の規定による検査を受けようとする者	一両につき、二輪の小型自動車にあつては百円、その他の自動車にあつては二百円
九 第七十五條第一項の指定を申請する者	一件につき、八千円
十 第九十四條第一項の規定による認定を申請する者	一件につき、三千円

第九十四條第一号中「第二十條第一

項若しくは第二項」の下に「第三十五條第六項」を加える。

第九十四條第一号中「第六十四條」

を「第六十四條第一項」に改め、同条第三号中「第五十二條」の下に「第六十四條第三項」を加える。

附則

1 この法律は、昭和三十年十月一日から施行する。

2 この法律の施行の際現に存する改正前の道路運送車両法の規定によりした申請又はその記載は、運輸省令で定めるところにより、改

正後の道路運送車両法の規定によりした申請又はその記載とみなす。

3 この法律の施行前、改正前の道路運送車両法の規定により作製し、又は交付した自動車登録原簿、自動車登録原簿の謄本若しく

は抄本、自動車検査証、自動車予備検査証若しくは譲渡証明書又はこれらに対する記載は、この法律の施行後は、運輸省令で定めるところにより、それぞれ改正後の道路運送車両法の規定により作製し、又は交付した自動車登録簿、自動車登録原簿の謄本若しくは抄本、自動車検査証、自動車予備検査証若しくは譲渡証明書又はこれらに対する記載とみなす。

4 この法律の施行の際現に自動車登録簿に自動車所有権の登録以外の登録がある自動車に係る自動車登録原簿、自動車登録簿の謄本若しくは抄本又は譲渡証明書の記載は、当該自動車に係る所有権の登録以外の登録がまつ消されるまでの間は、前項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

5 前項の自動車に係る改正後の道路運送車両法第十二条、第十七条及び第三十三条の規定の適用については、これらの規定にかかわらず、前項の期間内は、なお従前の例による。

6 改正後の道路運送車両法第十四条第三項及び第八項並びに第六十八條の規定の適用については、この法律の施行の際現に存する改正前の道路運送車両法第十四条第一項の規定によりした登録換の申請は、この法律の施行の日にしたものとみなす。

7 改正後の道路運送車両法第三十五條第六項の違反行為に対する罰則の適用については、この法律の施行前に満了した改正前の道路運

送車両法第三十五條第二項の有効期間は、この法律の施行の日に満了したものとみなす。

○河野(金)政府委員 最近における自動車の発達はきわめて顕著でありまして、本法制定当時は三十数万台でありましたが、近々この四年間において百三十万回をこえるに至りました。これに伴い自動車の登録、検査に関する事務もますます増加の一途をたどっております。しかるに一方、定員及び予算は、国家財政の現状からして、車両数の増加に比例してこれを増加するというわけにも参りませんので、このように急激に増加する事務を処理していくためには、業務の重点を保安確保に集約し、複雑な手続等の事務を極力簡素化、合理化し、行政の能率化をはかる必要があるものであります。

次に、改正案の骨子について御説明いたします。第一は、自動車の登録事項から原動機番号を削除し、原動機の型式を追加いたしました。原動機は常に良好な状態に整備をして置かなければならないので、整備の際に載せかえられる機会が多く、そのつど変更登録の手続を必要としますので、その煩を省略しようとするものであります。ただ原動機の型式が変わりますと、車両の性能も変わりますので、原動機の型式は登録事項としたわけであり

ます。第二は、営業用旅客自動車の検査証の有効期間は、現在九月とされておりますが、最近車両の需給状況が好転しましたので、整備の状態が著しく良好であり、かつ車齢、走行距離等が政令

で定める基準に適合するものについては、その有効期間を一カ年の範囲内で伸長することができるよういたしました。なお参考までに申し上げますと、自家用旅客自動車にあっては二カ年、貨物自動車については営業用、自家用ともに一カ年の検査証の有効期間を規定してあります。

第三は、冒頭に申し上げまして目的に沿うように自動車の登録、検査及び整備に関する諸規定を整理いたしました。

以上によりまして、改正法案の提出理由についての御説明を終わりますが、年々増加する車両数に伴う事務量の増加に対処していくためには、ぜひとも法律の改正を必要とすると考えられますので、何とぞ十分御審議の上、すみやかに可決されるようお願いいたします。

○原委員長 質疑は次会に譲ることにいたします。

それでは発言を求められておりますからこれを許します。關谷勝利君。

○關谷委員 自動車損害賠償保障法案について、いろいろ計算の基礎になりますので、資料の要求をいたしておきたいと思ひます。配られた資料を見てもないようでありますので、車の種類別の車両総数、これは乗合自動車あるいは営業用自動車、自家用自動車、普通貨物、小型貨物、軽及び小型二輪と三輪、こういうふうな全車種別の車両数、それからもう一つは一人当りの金高で計算した場合に、一事故当りの最高限度を超過した事故数、その内訳、これはどのくらい統計がとれますか。○真田政府委員 先日一年当りのは一応とって見ましたが、なお調べてみま

したら、ここ数年のうちに報告がありました分ならずぐできると思ひます。

○關谷委員 それでけっこうだから、今の内訳、なければ一年でもけっこうです。それから次は本法制定によつて政令が出されるその政令の案、これは案でけっこうで、その後変更することはやむを得ないと思ひますので、政令案。次が保険約款の案、それからこの法案と税との関係、特に自家保障に関するものの税の関係、これだけの資料を要求をいたしておきます。

○原委員長 それでは質疑は次会に譲り、本日はこれにて散会いたします。午後二時三十二分散会

〔参照〕
船舶積量測定法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書
〔都合により別冊附録に掲載〕

昭和三十年六月九日印刷

昭和三十年六月十日發行

衆議院事務局

印刷者 大藏省印刷局